② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成23年５月13日において次の要件を満たすものとする。

① 平成８年度以降に元請けとして、次の㋐から㋓までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した実績を有すること。

（経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）なお、㋐から㋓までは、同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）。但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。

㋐ 道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

㋑ 橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋以外の鋼橋の工事。

㋒ 最大支間長が60m以上の工事。

㋓ 床版形式が鋼・コンクリート合成床版（グレーチング床版を除く。）の工事。

㋔ 架設工法が送り出し工法の工事。

なお、当該実績が国土交通省及び県等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30%以上の出資であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の中部地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「伊豆縦貫塚原高架橋鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

調　達　予　定

コンピューター製品及びサービスの調達予定の公示

平成23年度当初において判明している80万ＳＤＲ超のコンピューター製品及びサービスの調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ超となるものがあり得ます。

平成 23 年４月 15 日　　支出負担行為担当官　北海道開発局開発監理部長　稗田　昭人

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

①14　②パーソナルコンピュータ747式の借入及び保守　③借入　④７月　⑤北海道開発局開発監理部会計課調達係　札幌市北区北８条西２丁目　電話011―709―2311　内線5247

①71、27　②北海道開発局グループウェアシステム外一式の借入及び保守　③借入　④７月　⑤上記⑤に同じ

①71、27　②土木積算システム用サーバ一式の借入及び保守　③借入　④７月　⑤上記⑤に同じ

Summary

Hokkaido Regional Development Bureau

①14　②Personal Computer System 747 sets　③lease　④July／11　⑤Procurement Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

①71, 27　②Groupware system 1 set　③lease　④July／11　⑤as ⑤ mentioned above

①71, 27　②Server for engineering works multiplication system 1 set　③lease　④July／11　⑤as ⑤ mentioned above

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 23 年４月 15 日

水産庁長官　佐藤　正典

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　77

⑵ 購入等特定役務及び数量

船舶（開洋丸）第２種、第３種中間検査及び一般修繕　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成23年５月６日17時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁政部漁政課船舶管理室　三浦　一雄　電話03―3502―8111　内線6515